

■守山市地域環境推進員について

1 役割等

地域の環境に係る課題について、住民の皆さまで考えていただき、解決して行くための取り組みを推進していくことを目的とし、自治会と連携をとりながら地域のリーダー役として、地域住民への啓発活動や実践活動への参画などの役割を担っていただきます。

- (1) 自治会におけるごみ分別等ごみの処理および環境美化の推進に関すること。
- (2) 自治会における環境保全の推進に関すること。
- (3) 自治会における環境学習の推進に関すること。
- (4) 守山市地域環境推進員研修会への参加

※令和8年5月10日(日)研修会実施予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

2 設置人数等

- (1) 自治会ごとに1人以上とし、概ね200世帯に1人とします。(自治会から設置人数について申し出があった場合はこの限りではありません。)
- (2) 推進員の活動については、無報酬とします。
- (3) 任期は1年とします。(再任は妨げません。)

3 具体的な活動例

- (1) ごみ集積所における分別および排出マナーの指導、啓発
- (2) ごみ・資源物の持去り者の情報収集および提供
- (3) ごみ集積所の整備状況のチェック(床の腐食や、扉の開閉等)
- (4) 不法投棄を発見した場合、施設管理者や市ごみ減量推進課への連絡
- (5) 公害の発生(河川への油の流出等)を発見した場合、市環境政策課への連絡
- (6) ごみのポイ捨てやペットマナーに関する普及啓発等
- (7) 自治会における、環境に関する学習会の計画、準備、進行とそれについての市ごみ減量推進課・環境政策課と協議(市の出前講座や環境センター見学会)
- (8) 市や関係機関が開催する環境に係る啓発事業、研修会等への参加
- (9) 脱炭素社会の実現に向けた事業の実践、普及啓発等

守山市環境生活部ごみ減量推進課
ごみ減量推進係 担当：安達
(もりやまエコパーク交流拠点施設内)
TEL：077-584-4692 FAX：077-584-4818
Mail：gomigenryo@city.moriyama.lg.jp